

岩手県契約審議会会議録

開催日時

令和6年2月8日（木）10：45～12：00

開催場所

岩手県水産会館5階 大会議室

1 開 会

2 挨 捂

3 委員紹介

4 議 事

(1) 報 告

令和4年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について

(2) 議 題

県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組について

5 意見交換

労働情勢全般について

6 そ の 他

7 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

鈴木 圭 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長

中野 圭 公益社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会会長

藤田 芳男 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事

本田 純 社会保険労務士

宮本 ともみ 岩手大学人文社会科学部教授

役重 眞喜子 岩手県立大学総合政策学部准教授

欠席した委員

【委 員】

佐藤 あすか 弁護士

事務局出席者

岩渕 伸也 商工労働観光部長

三河 孝司 定住推進・雇用労働室長

菅原 俊樹 定住推進・雇用労働室労働課長

小原 哲也 定住推進・雇用労働室労働担当主任主査

高橋 智哉 定住推進・雇用労働室労働担当主事

菊池 映美 定住推進・雇用労働室労働担当主事

令和 5 年度 第 1 回岩手県契約審議会

日時 令和 6 年 2 月 8 日 (木) 午前 10 時 45 分
場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

1 開 会

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 時間になりましたので、ただいまから令和5年度第1回岩手県契約審議会を開催いたします。

私は、定住推進・雇用労働室の労働課長を仰せつかっています菅原と申します。暫時、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員7名中6名の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、県が締結する契約に関する条例第13条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

2 挨 拶

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 開会に当たりまして、岩渕商工労働観光部長から御挨拶申し上げます。

○岩渕商工労働観光部長 岩手県商工労働観光部の岩渕と申します。本日は、お忙しい中集まりいただきまして、ありがとうございます。

この岩手県契約審議会でございますけれども、県が締結する契約に関する条例に基づいて設置された審議会でございます。この条例におきましては、岩手県が発注する契約を通じまして、労働者の適正な労働条件の確保、事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進により、県契約の発注増加及び県民福祉の増進に資することを目的として制定されたものでございまして、平成28年4月1日の完全施行から7年目を迎えております。これまで皆様方に様々な御意見いただきながら取り組んでくることができたことに対しまして、この場を借りて改めて感謝申し上げる次第でございます。

県の経済あるいは労働、観光を取り巻く環境というのがすごく大きく変化しているのかなということを実感しております。コロナ禍がございまして、昨年5類移行になったということで、社会経済活動が活発化していくと受け止めております。

一方で物価高騰、エネルギー価格の上昇等があり、やはり県内の企業を取り巻く環境というのは、引き続き厳しい環境にあるとも受け止めているところでございます。

そして、今何よりも価格転嫁を進めながら、賃上げをきちんと進めていかなければいけない、あるいは人口減少の進展に伴って働く人の確保、これをしっかりと取り組んでいかなければならぬという大きな命題がございます。

一方で、この取り巻く環境も同じ期間ですけれども、昨年来、岩手県、盛岡市にすればニューヨーク・タイムズ効果がありますが、日本全体で見れば、コロナのときに日本が物すごく水際対策を厳しくしていて、それが緩和されて、非常に多くの外国の方が入ってきています。盛岡は増えているのですが、東京に行けばまたこれどころではないわけですけれども、東京駅なんか行くとびっくりするくらい外国人が多いわけでございますけれども、旅行も増えてきている。一方、人は減っているのですが、おかげさまをもちまして、岩手県の産業集積は進んできております。北上地域は、やはり経済産業省さんからもすごく注目をされておりまして、今回も半導体関係でこれから日本が国として推進していくことにしておりますけれども、熊本、北海道、広島、岩手の4道県で

交付金の配分がありまして、さらに促進していきましょうという話があります新聞報道にあります、キオクシアにはさらに国の方で大きな投資しているところでございます。

そうした変化がある中で、また今日新聞でもちらっと出ていましたけれども、やはり県内で働く人たちの賃金が向上していくということは非常に大事だと思うのですけれども、一方で、本当に地場の小さい会社は苦しくなっていくというような、そういう課題も提起されている状況でございます。

こうした局面をしっかりと乗り越えて、県全体が、県民全体が幸福度が増すような、そういう地域にしていかなければいけないのかなということを強く感じておりますし、そのために非常に大事な時期にあるのかなということも感じております。

こうした観点から、本日は皆様に県契約に限らず、広く労働情勢全般につきましても、皆様が日頃から感じていることをお話しいただきながら、県契約はもちろん、県行政の政策推進の一助にして、それを参考に進めていきたいと考えておりますので、本日はどうぞ本当に御忌憚のない御意見をたくさん賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 続きまして、委員に異動がございましたので、新任の委員も含めて本日は御出席の委員を御紹介いたします。

お手元にお配りしている名簿の順で御紹介いたします。

まず初めに、日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長の鈴木圭委員でございます。

○鈴木圭委員 鈴木です。よろしくお願ひします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 公益社団法人日本青年会議所岩手ブロック協議会会长の中野圭委員でございます。

○中野圭委員 中野です。よろしくお願ひします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事の藤田芳男委員でございます。

○藤田芳男委員 藤田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 社会保険労務士の本田純委員でございます。

○本田純委員 本田です。よろしくお願ひいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 岩手大学人文社会学部教授の宮本ともみ委員でございます。宮本委員は、本審議会の会長でもございます。

○宮本ともみ会長 宮本です。よろしくお願ひいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 岩手県立大学総合政策学部准教授の役重眞喜子委員でございます。

○役重眞喜子委員 役重です。よろしくお願ひいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 なお、本日は、弁護士の佐藤あすか委員は都合により欠席でございます。

次に、本日の審議会の進め方についてでございますけれども、特定県契約に係る賃金支払状況の報告、あと県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組について事務局から説明の後、御意見等を頂戴いただけれ

ばと思います。

また、意見交換としまして、労働情勢全般について委員それぞれのお立場から御意見を頂戴いただければと思っております。

それでは、本審議会は、条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営することとなってございます。これ以降の会議の運営につきましては、宮本会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

4 議 事

(1) 報 告

令和4年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について

(2) 議 題

県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組について

○宮本ともみ会長 それでは、次第によりまして議事を進めてまいります。

まず、報告、令和4年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について事務局から説明をお願いいたします。

○小原定住推進・雇用労働室労働担当主任主査 定住推進・雇用労働室の小原と申します。私のほうから、お手元に配付しております資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1の根拠でございます。県が締結する契約に関する条例第8条及び条例施行規則第5条の規定に基づきまして、条例第7条に掲げる事項といたしまして、最低賃金ですか社会保険加入等の遵守状況について、特定県契約の中から知事が指定する契約の受注者に対して報告を求めているものでございます。

そもそも特定県契約とは何かというところからでございますけれども、お手元に参考資料を配付しておりますので、そちらの5ページ目を御覧いただければと思います。こちらが条例の施行規則でございます。第2条のところに表がございますけれども、この表の3つですね、予定価格が5億円以上の工事請負契約、予定価格が3,000万円以上の業務委託契約、委託料の上限額または委託料が3,000万円以上の指定管理協定、この3つが特定契約に該当いたします。

それでは、資料1のほうにまたお戻り願います。次に、2の報告対象の選定でございます。今御説明いたしました特定県契約の中から契約が履行される地域ですか、工種・業務内容、契約金額等を配慮して報告を求める対象を選定してございます。工事請負契約については、特定県契約全体の2件中2件、業務委託契約については21件中9件、指定管理協定については25件中10件を選定し、報告を求めたところでございます。

次に、3の特定受注者からの報告状況についてでございます。令和4年度の報告対象として抽出いたしました21件につきまして、全ての受注者より報告をいただいてございます。

次に、資料1の2ページとして裏面のほうを御覧願います。（2）の賃金支払状況等の報告についてでございますが、この表は特定県契約の報告がありました種類ごとの各契約の最低額と最高額をお示してございます。いずれも最低賃金を上回る額での支払いになっていることを確認してございます。

最後に、(3)の社会保険等の加入状況についてでございますが、健康保険、厚生年金、雇用保険につきまして、いずれの特定県契約においても未加入はなく、違反はないということを確認してございます。

説明は以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見ありましたらお願いいいたします。いかがでしょうか。鈴木委員、最低額とかについて何かありますか。

○鈴木圭委員 ちゃんと履行していただいているので、問題ないかなと思います。

○宮本ともみ会長 会長からで申し訳ないですけれども、工事請負契約の最低額は結構上回っているというか、最初この契約審議会でも最低賃金ぎりぎりというのではなく、県契約においてはできるだけ最低賃金を上回る額を設定しようというような議論もあったのですけれども、そこは難しいということで今までやってきました。今日見てみると、工事請負契約に関しては下請の最低額が結構高いというところで、2件、これどんな事情なのだろうかなというのが少し気になったところです。こここのところそんなに高いのは出てきていませんよね。そうでもないですか。すみません、ちょっと感想めいたものになりました。

あと、これはちょっと質問なのですけれども、この審議会発足したときには、工事請負契約、大きなものですので、震災の関係もあって、少し数は多くあったのが、このまま少なくなっていくだろうというような見込みだったのですけれども、今回は2件ということで、今後も工事請負契約に関してはこのような状況という見込みでしょうか。

○小原定住推進・雇用労働室労働担当主任主査 御質問ありがとうございます。こちらについて、令和5年度についても今進めているところですけれども、工事請負契約については、令和5年度は特定県契約11件中まず6件を報告対象として今進めているところで、震災復興の絡みで減ってきてはいたのですけれども、様々工事がまた増えて、令和5年度は11件ということで増えてございます。

○宮本ともみ会長 令和5年度11件ですか。分かりました。

ほかに皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。

○宮本ともみ会長 それでは次に、議題、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現の実現に向けた必要な取組についてを事務局から説明をお願いいたします。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 定住推進・雇用労働室の菊池と申します。

資料は、2-1、2-2、2-3を使用します。

初めに、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の基本的な部分を説明いたします。まずは、本取組の基となる条例の基本理念についてですけれども、資料2-2の左上の箱囲みの部分を御覧ください。こちらは、大きく2点ございまして、1つ目が県契約における次の事項の確保となっておりまして、契約の透明性や総合的に優れた契約内容や、従事する者の適正な労働条件の確保が1つ目の理由となっております。

2つ目が県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮となっております。地域経済の振興、例えば雇用、中小企業者の受注機会の確保や、社会的な価値の向上、障がい者等の雇用促進、環境への配慮に資する取組となっております。これらの基本理念の実現を図るための取組として、県ではこれまでに

112件の取組を進めてきております。その概要については、資料2-2の左下から右側にかけて取組を記載しております、さらに詳細版については資料の2-3に記載しております。

今回この取組状況の確認や、内容を精査した上で、改訂版を今年の3月に公表予定としておりまして、その公表に当たり変更点が3点ございますので、そちらについて説明をさせていただきます。資料は、2-1を御覧ください。こちらは、基本理念の実現を図るための取組の今回の修正の概要となっております。まず、新たな取組についてですけれども、こちらは特にございませんでした。

次に、既に実施している取組の修正案については3件あります。まず1つ目ですけれども、建設関連業務における発注見込みのホームページでの公表について、医療局ではこの取組を既に実施をしている状況ですけれども、掲載漏れとなっていたものとして、今回改めて追加をするものとなっております。

また、企業局では、これまで建設関連業務における発注見込みのホームページでの公表を実施をしていなかったのですけれども、令和6年度から公表の検討をしているところでして、令和6年度以降公表案件が出た場合には、企業局も実施済みとして、次回以降修正する予定としております。

次に、維持修繕業務における契約方式、地域維持型契約方式の試行についてですけれども、こちらについては文言の修正のみとなっております。

最後に、競争入札参加資格登録の審査におけるいわて地球環境にやさしい事業所認定取得等の環境配慮に関する取組の評価については、理由にも記載しているのですけれども、令和5年4月から県内企業等の脱炭素経営の促進のため、通称をいわて脱炭素化経営企業等認定制度としたことによる変更となっております。

また、一番下の今後検討を行う取組の検討状況について、いわて女性活躍認定企業等の認定、いわて子育てにやさしい企業等の認証を受け、ワーク・ライフ・バランス等を推進する事業者の企画競争時の評価の検討を行っておりますが、こちらは昨年度に引き続きまして、企画競争時の評価について関係室課等と検討していくものとなっております。

以上が今回の変更点の案としております。なお、この資料には記載をしておりませんが、健康経営の取組を総合評価落札方式や競争入札参加資格登録の評価項目に追加することについて、現在調整を進めているところです。資格審査の新基準の見直しに係る審議について、来年度行われる予定となっておりまして、その後再度状況を確認しながら進めていきたいと思っております。

今回の変更案についての説明は以上となります。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見お願いいたします。

はい。役重委員。

○役重真喜子委員 役重です。御説明ありがとうございます。1点ちょっと質問なのですけれども、今修正点の2点目で、維持修繕業務における見直しということになっているのですが、受注者の施工体制を重視するというのは具体的にどういうことか教えていただけますでしょうか。

○宮本ともみ会長 具体的にという御質問です。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 申し訳ありません。今の御質問は、具体的

な中身ということでよろしかったでしょうか。申し訳ございませんが、詳細につきましては、後ほど調べた上でお答えしたいと思いますけれども、今回の改正自体は取組としては変わりなくて、文言の修正ということで出させていただいているところです。また後でお調べしてお答えしたいと思いますので、申し訳ございませんでした。

○宮本ともみ会長 役重委員、はい。

○役重眞喜子委員 維持補修工事が維持修繕業務となっているので、委託契約とかそういうのも含むことの理解なのかなと考えたのですけれども、お尋ねした趣旨は、いわゆるインフラ関係というのが当然今縮小の現状でありますので、維持修繕というのが極めて重要なことになっているというふうに思っています。これは当然今回の震災とか、いわゆる安全性といったこともあるのですけれども、にもかかわらず割と、業者から見ると、維持修繕工事というのはあまりうまいがないとよく言われるのです。例えば、新規何か造ったとかそういうことですと、表彰されるとか、評価されるということも多いのですけれども、維持修繕はなかなか単価的にも厳しくて、落札しないとか、そういったこともあります。ぜひこの維持修繕の技術を高めたり、イノベーションを実現したりする企業を大事にしていただきたいなど、ちょっと趣旨はずれるかもしれないのですけれども、契約の適正化という中でも、その視点があるといいなということでお質問させていただいた次第です。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 ありがとうございます。確かに維持修繕というお話、委員のおっしゃる側面あるかと思います。今のお話は、担当所属にしっかりとお伝えしたいと思います。

○宮本ともみ会長 お願いします。大事な点ですので、よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。

ここも会長からで恐縮です。大変大きな理念系で、ちょっと感じているところをお話ししたいと思います。岩渕部長からの挨拶にありましたように、この条例の趣旨というのは、資料2-2の表の趣旨のところにもありますし、条例の1条にも載っているところです。本審議会が発足したときに、この目的をかなえるために、3条に大事なことが定められていて、3条で取組をしていこうということでした。つまり、基本理念が3条にありますと、1項は確保しなければならない義務的な項目を上げていて、そこには透明性とか、優れた契約内容とか、あるいは適正な労働条件が含まれます。これに対して2項のほうは、取組への配慮ということで、こちらはむしろ労働条件ということではなく、地域経済の振興とか社会的な価値の向上というところで始まりました。これが、先ほど報告にもありましたように、項目112件中既に111件取り組んでいますよということです。

しかし、岩渕部長からもありましたように、条例をつくったときから、社会情勢は刻々と変化しております。その中で私が感じているのは、1項の労働条件に関しては皆さんかなり理解が浸透していて、県契約を取りにいくには、ここはしっかりとやらなければいけないということになってきてていると思うのですけれども、むしろ現在は働き方改革とか雇用の促進とかと関係して、労働条件だけでなく労働環境の整備ということもしっかりとやっていかないと駄目なのだという社会情勢に変わってきてていると思います。私としては、本審議会発足当初から条例3条の2項が今後大事になってくるのではないかというふうに申し上げてきたのですけれども、現実にそのようになってきていると感

じています。

それで、条例改正ということは大変ハードルが高いので、先ほど事務局から説明のあった、企画競争時の評価あるいは総合評価落札方式や競争入札参加資格登録の評価項目への追加等と同じように、新たな社会情勢の変化に見合った労働環境整備の視点も含めていくことができないかと考えております。

たとえば、前回の本審議会では、いわて県民計画のパブリックコメントについて委員のみなさまから意見を伺いましたが、その中で、本田委員が県内から出ていった若者のUターン雇用の促進も大事だけれども、それだけでなく県内にいる高齢者雇用も大事なのではないかという意見を出していただきました。また近時は、外国人雇用に関しても注目されているところです。そういう新たな視点も取り込んだ評価の可能性についても検討いただければというのが私の意見です。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 ありがとうございます。今のお話、条例できてから時間が経過して、その中に新しい考え方とか新しい取組が出てきたということで、そういうところを適切に反映していくべきではないかというふうに理解しました。

あと、いわゆるダイバーシティーと言えばいいのでしょうか、条例をつくった当時そんなになかったかと思うのですけれども。

○宮本ともみ会長 はい、ありませんでした。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 そういう考えなければいけない部分がまた増えてきておりますので、何かうまくはめられる盛り込める方法があるのかとか、あとそういう取組が出てくればどこに当てはめるかとか、そういうのは考えていいきたいと思います。

○宮本ともみ会長 よろしくお願ひします。今菅原労働課長のほうから、ダイバーシティーという文言も出てきたのですけれども、確かにこの2015年、発足時のときには、ダイバーシティーというのはそれほど言わされていなくて、男女共同参画推進が1999年の男女共同参画社会基本法からで、それが今ではもう男女共同参画推進だけを声高に言っていると、何となく時代遅れというか、ダイバーシティー推進に変わってきているというところがあります。条例では男女共同参画の推進となっていて、なかなか難しいところだなと思っています。何とか解釈の枠の中で、取組の中にそういった新しい変化も取り込んでいくという、そういう検討もお願ひできればと思います。

県の発注を取っていく企業というのはさすがだなど、県のいろいろな中小企業や発注を取れなかった企業に影響を及ぼすような、社会情勢の変化に応じた目に見える評価があれば、それはすばらしいなというふうに理想として考えています。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 説明いただいた中身ではないのですが、ちょっとどこでしゃべっていいか分からぬのもあって、発言させていただきます。

賃金支払い状況等の報告について、事業者から資料を出していただいて、いろいろチェックしていると思うのですが、例えば賃金の支払い状況について、個別に一人一人収集して、集約してやっているのかを確認させていただきたいと思います。というのは、東京のほう、令和に入ってから、公契約条例を制定している自治体は、賃金の支払い状況のチェックシートは非常に簡易なもの

のを使っていますが、平成に公契約条例制定した頃は台帳形式で、結構手間が掛かる話を聞いておりまして、今はどういった状況にあるのかなと。もし可能であれば簡易なチェックシートに見直していただいて、事業者の負担軽減と、あとは職員さんの負担軽減につながるのであれば、御検討いただけないのかなということで、議題と関係ないのですが、すみませんが、よろしくお願ひいたします。

○宮本ともみ会長 事務局、聞き取り調査のやり方についてですけれども。

○小原定住推進・雇用労働室労働担当主任主査 御質問いただきました件につきまして、現時点では契約の業者に対しまして、賃金支払い状況等であれば、その対象となる従業者一人一人について報告を求めていくというような形になっております。御質問のとおり、ちょっと負担とかそういった点もあろうかと思ひますので、そこは今後検討しながら進めていきたいということで考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○宮本ともみ会長 鈴木委員のおっしゃった聞き取りで把握している簡易な方法というのは、東京とかや関東のほうのやり方なのでしょうか。

○鈴木圭委員 把握というのは、連合では全国の条例の施行状況を一定程度把握していく、令和になってから簡易なチェックシートが出てきまして、実際条例を制定する過程でも、関係者の負担が大きいというのがネックになってしまって、もう少し簡単にできないかということで見直しされたと思うのですけれども、最近条例がつくられているところは非常に簡単な、はい、いいえ方式で。なので、もしかすると一人一人の賃金までどうこうというのではないですが、イエスかノーで回答するような、そういった形式のようであるので、私は手元に杉並区の資料を持っているのですが、そういった公契約条例も少し、十何年ぐらいですか、経過してきたので、この辺も見直してみたらいいのかなというふうに感じているところでございます。

○宮本ともみ会長 ありがとうございました。本審議会でも、一体どういうやり方で調査をかけるのかというときには、鈴木委員がおっしゃったとおり、県の側に負担になることと、それから何よりも調査に入られる企業側が大変だと感じるのでは困るという議論もあったのですけれども、当初は、公平性と透明性、賃金のアップというのがすごく大きな課題としてありましたので、かなり詳細な調査をして、ちゃんと浸透させていくというところから始まった経緯があります。それは、鈴木委員がおっしゃったように、全国的にそういうところだったのが、負担を軽減していくというアイデアも出てきたということなので、そこを検討していただきたいということですね。すみません、余計な補足をしました。

○小原定住推進・雇用労働室労働担当主任主査 先ほどお答えしたところに補足ですけれども、元請については一人一人賃金の支払い状況として、1時間当たりの賃金を確認いたしまして、下請については最低の賃金額を報告させるような様式になっている状況です。いただいた御意見を踏まえまして、他県にもちょっと確認しながら、どういった形がいいのか検討したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本ともみ会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木圭委員 はい、ありがとうございます。

○宮本ともみ会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

はい、役重委員。

○役重真喜子委員 すみません、今の点にもちょっと関連すると思うのですけれども、この公契約条例というのがいろいろ取り沙汰されたのがまさにリーマンショックの頃で、これがここまで普及してきているということにまず隔世の感を覚えています。そして、その当時から一番課題だったのがどう担保するのかというところだったのです。あんまりきつくし過ぎると、当然負担が双方大きいということで、先ほど会長さんおっしゃった配慮事項ですよね、こちらのほうがとても大事になってきていると思います。条例では報告させる、あるいは第8条で調査を行うということも書いてあるのですけれども、現実的にはやっぱりしたくともどうやつたらいいか分からない企業とか、外国人がいるのだけれども、何に困っていて、どうして、どうやっていいのか分からないだとか、そういうことが結構ありますので、実はそのアセスメントといいますか、相談体制も大切ではないかと考えています。もちろん受注をしたいという業者ですから、当然公平性とか難しい面もあるわけですけれども、やっぱりこの配慮事項を満たすためにはどういうふうにしていったらいいのだろうという、ゼネラルな意味での相談体制、相談窓口がとても大事なのかなというふうに現実としては思っております。そうした面でのちょっとソフトな担保策というのでしょうか、その辺の実態をお聞きしたいです。

○宮本ともみ会長 事務局の回答をお願いいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 今相談というか、そういう話ということなのですけれども、現状としましては、この条例に関して決めた形での相談窓口ということはちょっと設けていない状況でございます。ただ、役重委員のおっしゃること、特にさっきの御指摘のところは、事業者のところも分かりにくいところなのかなと思いますので、こちらのこの条例理念を普及する際は、そこら辺分かりやすいような形で発信していくことも大事だと思いますし、その相談体制ということはどのような在り方がいいのかちょっと考えてみたいと思います。

○岩渕商工労働観光部長 様々お話が出てきていて、こちらの資料にも書いてあるような労働環境の話ですとか、働き方改革の話ですとか、様々な取組を浸透させているということ、それと、それを契約する上で条件にしたり、有利なようにしたりとするのをどのレベルまでやるのかというの非常に難しいかなというふうには思います。そのことによって、確かに優れた業者が契約する事例が増えてくるようにはなる一方で、なかなか進められない業者を逆に今度は切り捨てるような形にもしにくいなというのもあるなとお話を聞いていて感じingおりました。

一方で、ただここで、今回の資料に明記していない部分が多々ありますて、例えば県のほうで賃上げをするための設備導入したときの補助金なんかを出す場合には、きちんと価格転嫁を進めるための取引業者とのパートナーシップ宣言をしていていることとかというのは要件にしてやるるわけでございます。それから、働き方改革にいたしましても、働き方改革アワードを設けておりまして、毎年建設業者含めて表彰事例が多々ありますし、さらに普及拡大、横展開を図るための現場見学会をやったり実施したりですか、そういうような取組もして行っておりますので、その辺がトータルで見えた上で、では契約にどこまで持つていけるかなとか、そういうのような話し合いは必要なのかなと、そのような視点も大事なのかなというふうにはちょっと感じおりました

ので、何かの機会にそういう様々な今やっているような現状、補助金はどうなっているかとか、契約以外の、そういうこともお知らせしながら、またさらに議論を深めていければいいかなと感じたところでございます。すみません。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。全体を見ながらという岩渕部長がおっしゃるとおりで、全体を見てここでも意見交換できればありがたいと思います。

○岩渕商工労働観光部長 それもやれるなど、はい。

○宮本ともみ会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

では、この議題はよろしいでしょうか。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

5 意見交換

労働情勢全般について

○宮本ともみ会長 今日は、意見交換を設けております。意見交換に移ってまいりたいと思います。

初めに、皆様から労働情勢全般について御意見頂戴したいと思います。今の議題の中でも思うところはあられたかと思います。内容は、先ほど説明した県の取組に関することや各業界等の労働環境に関する現状、それに対する必要な支援などについても自由に御意見いただければと思います。手挙げ式でなく、順番でいってよろしいですかね。ぐるっと鈴木委員から行きたいと思います。

○鈴木圭委員 昨日、連合の春闘方針を確立したのですが、ちょっと例年より高いですけれども、今年の2024春闘に向けて大手も含めた各産別の状況を見ていると、賃上げ額は軒並み1万円から1万5,000円、あとはそれに定昇分が乗ると2万円で要求をする産別もありまして、連合岩手も1万8,000円何がしという金額ちょっと目立つかもしれませんが、労働改善、そういう状況になってきている状況というところです。実際2年間、実質賃金がマイナス続いているので、これが長くなると生活の厳しさ、預貯金が減っていきますので、かなり生活が厳しくなっていくだろうと言われている中で、賃上げを求めていきますが、岩手の中小企業の体力が非常に厳しいのかなということです。去年、おととし、人材確保のために若年層の賃上げに走った企業が多かったのですが、そろばっかり何年も続けられないというのは若年層と中間層の賃金の差はある程度必要で、全体の賃金の見直しをしなければならないような状況に来ているのではないかなというふうに感じています。

あとは、価格転嫁できる企業、頑張ってできるところはいいのですが、価格転嫁できない、何ていうのですかね、会費・交付金で活動している事業体とか、実は連合岩手もそうなのですが、十分に賃金上げたいですけれども、会費の値上げもなかなかできないということがありまして、そういう事業の労働者の賃金対策をどうしていくかというあたりの考え方になっていきます。取りあえず今は価格転嫁に関しては、政府のほうで、中央のほうでもかなり前向きに取り組んでおられているので、昨日の岩手の地方版政労使会議の中身を受けて、どういうふうに今後岩手の中で動かすかというところに少し注目をしてまいりたいなというふうに思います。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

それでは、中野委員、お願ひします。

○中野圭委員 初めて参加させていただきまして、今いろいろなお話を聞いて、非常に勉強させていただいているところであります。

私ども日本青年会議所の岩手ブロック協議会ということで、岩手県内に青年会議所が 12 個ございまして、その 12 個の青年会議所が岩手ブロック協議会というものを全体で組織しているという形になります。その岩手ブロック協議会全体で、1 月 1 日時点でのメンバーは 426 名おりまして、これ年々減少傾向ではあるのですけれども、そのぐらいの規模で活動しております。

12 個の青年会議所で、それぞれの地域で、それぞれの地域づくり、まちづくりなんかを行っておりまして、岩手ブロック協議会としてはそれらを推進する取組というのをしておるのですけれども、この青年会議所の年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日ですので、今ちょうど年度が 2024 年度になって 1 か月経過して、2024 年度の大きな取組としては県内でのインバウンドの推進というのがございます。これは、日本青年会議所全体で今年度の一番取り組んでいこうという柱にしているもので、各地域でインバウンドを推進するための地域計画というものを作成して、地域の宿泊事業者さん、飲食事業者さん、あるいは観光事業者さんと連携して、地域計画を作成した上で、その実行プランをつくって運営をしていくというものになっております。もちろん盛岡でも作成しておりますし、それぞれの地域でやっていくというようなことになっております。なので、先ほどの配慮事項のほうの話でいろいろと、ああ、なるほどなと思ったのですけれども、そういった外国人の雇用の確保だとかというのもそうですし、我々が推進しているインバウンドというものの取組の中で、何か考えられることはなきかなどというふうにお話を伺っておりました。

あと、今いろいろ皆さんのお話を聞きたながら、さっきの特に配慮事項のところで、いろいろと考えたのですけれども、私の地元でお祭りというか、花火大会を実施しております、いろんな地域の事業者さんとかに寄附をもらいにいったり、協力の呼びかけにいったりしたときに、私は地元が大船渡なので、あのとき大船渡の三陸道工事をやっていて、そこの工事事業者さんのところにお話しに行ったときに、あれはもう五、六年前ですかね、よく来てくれたというお話をされて、ここの工事をするに当たって、地元のこういうコミュニティーだとか、お祭りだとか、そういう地域団体だとかというところと一緒にになってそこに貢献して何かやるというのを我々もやらなければいけなくて、やりたいと思っていたのだけれども、なかなかそのきっかけというか、情報がなくて、できなかつたのだけれども、そういうふうに言ってきてくれて、一緒にやることができると、ぜひやりましょうということで、そこから数年間お祭りとか一緒にやらせてもらったというのがあったので、そういう記憶を思い出しながら、ああいうのだったのかななんて思いながら聞いておりました。

ちょっとまだまだ勉強不足なところはありますけれども、勉強して、いろいろ取組に何か御協力できるようにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

藤田委員、お願ひします。

○藤田芳男委員 藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。意見交換ということでございますけれども、2 点情報提供も併せて申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、この契約審議会の会長をはじめ御意見と申しますか、御発言の中でも賃上げというとてもタイムリーな話でございますけれども、昨日連合がエイエイオーをされて、私も岩手日報からコメントを求められて、今日の記事になったということでございますが、賃上げの必要性については一定の理解をしますし、また政府からの要請、デフレの脱却、いわゆるマクロ経済的な話については理解は当然するわけでございます。必要性の理解は進みますが、県内の状況を考えると、中小企業、小規模事業者というのが9割を超えているところでございまして、県内の産業、経済を支えているのはその企業であって、そこで働いている方々だということは、ある意味認識を新たにしなければならないということでございます。その賃金を引き上げられる企業は、それは上げていただいて結構なのでございますが、コロナ禍で収益が減になったりとか、ゼロゼロ融資の返済とかということもありまして、建設であるとか、流通であるとか、サービスであるとか、その分野によって賃金の引上げが難しい業種もあるのです。今後その二極化が出てくるのではないかということを懸念しているということをお伝え申し上げたいと思います。

2点目は、最近の私どもで開催しているセミナー、これは会長がおっしゃったとおりに契約条例での社会経済状況の変化への対応ということにもリンクするのですけれども、今セミナーの内容で評判がいいのは、まず高齢者雇用、お話をなりました。もう一つは、本田委員のほうにも講師をお願いしておったのですけれども、困ったちゃんと言ったら失礼ですけれども、労働者の対応をどうするかということで、困難対応労働者というか、従業員への対応ということでございます。ほとんどの従業員の方は、契約どおりに働いていただいていると思うのですけれども、やっぱり中にはそういう方がいらっしゃるというのが現実でございます。その方々への対応についてをテーマにしたセミナー関係は人気があるということを最近の情勢としてお伝え申し上げます。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

では、本田委員、お願ひします。

○本田純委員 本田です。私は、社会保険労務士をやっておりますので、日頃は中 小企業の皆様方とお付き合いをさせていただいているのですが、今まさに賃上げの話が出ましたが、ちょうど岩手県には2月5日から物価高騰対策支援金というのを始めていただいて、ここが非常に注目というか、実際もう早速使わせていただいて申請とかをさせていただいている。こういう補助金とかが出ますと、企業さんは時間当たり50円アップをすると1人5万円がもらえるという支援金制度なのですけれども、去年の4月に昇給をして、ちょっと50円には満たないけれども、今こういう支援金ありますよと言うと、ではもうちょっと頑張って、前倒しで昇給をして、50円まで上げて支援金をもらおうという動きに結構なっています。本当にこういう支援金があるというのにはありがたいなと思って、また私どもにそれで仕事が来るので、私どもも潤わせていただいて、非常にありがたいなというところがあります。

そういうふうに賃上げで、こういう県の補助とか、そういうのがあると非常にありがたいなという話で、先ほど鈴木委員のほうも交付金でやっているところは、自分たちの努力だけでなかなか収益を上げられないという事情があるというふうにおっしゃりましたけれども、やはり保育であるとか介護とか、交付金でやっている事業者さんは、どうしても自分たちで収益を上げるというより

は、国のそういう交付金で運用しているという事情がありまして、今回また介護のほうも変わってくるというところで翻弄されていますけれども、そういったところ、国からの交付金だけでもなかなか厳しいところ、ぜひ県のほうでもそういった業種、今回も子供、子育てとかというところで保育、あるいは高齢化が進んでいますので、介護事業者が成り立たないと、そういうサービスが受けられないような高齢者が出てくるという事情もやはりあるかと思いますので、ぜひ県のほうで何とかそういったところの御支援いただけだと、企業はありがたいのかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

では、役重委員、お願いします。

○役重眞喜子委員 委員を拝命しながら、なかなか出席ができずに失礼をしておりました。今日は、皆様のお話を聞かせていただきまして、大変勉強になりました。

こちらの県の条例ということがあって、県の契約をなさる業者方の雇用環境を適正化していくということは、大変大きな目標であると同時に、恐らくそれで終わりということではなくて、それがやっぱりリーディングカンパニーですから、県全体が労働環境とか雇用の安定というところに染み渡っていくと、そういうことが多分最終的には目指されることなのだろうなというふうに思います。そういった視点を持って、この条例が7年でしたか、8年でしたか、経過する中でどういう効果があるのか、あるいはないのかというようなことも、ちょっと検証をしていただけだとありがたいかなというふうに思っているところです。

あともう一点は、労働情勢全般ということですので、県契約とは全然関係ないのですけれども、コロナから戻る復帰するというような経済状況の中で、目の前で結構学生のバイトが二極化しているような実感持っています、中には学生とはいえ、その能力とか、発想とか、そういったところも十二分に厚く手当てしながら生かしていこうという、そういう事業者がいらっしゃる一方で、本当に雇用の調整弁に使っているというところも残念ながらまだあると思っています。賃金だけでは見えない、そういった部分たくさんありますので、学生から見た労働環境に優れた事業者とか、そういったところも脚光を浴びるようになってほしいと思っているところです。これは雑感程度ですが、よろしくお願いします。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

多様な御意見、意見交換の時間大変貴重だったなというふうに感じております。なかなか県契約の評価をどうしようか、項目どうしようかだけだと見えない部分があって、でもやはり皆さん感じているところが賃上げという一方で、最初に岩渕部長もおっしゃったのですけれども、県内の中小企業の状況、あるいは最賃も全国で一番下というような状況等々、中小企業の体力づくりをどうするのかも課題です。補助金や交付金で何とか支えていこう、あるいは岩渕部長がおっしゃっていたように、県契約と別の部分でやっているのだということも見た上で、全体を考えていかなければなりません。

それから、雇用促進には中野委員がおっしゃったようなコミュニティー、あるいは、条例の中では制度化されていないのだけれども、どういったことが実際に県全体の労働を押し上げていくのかとか、労働環境の改善につながるのか

とか、本当に多様な意見いただいて、貴重だったと思いました。

先ほど岩渕部長から提案がありましたように、この審議会の中でも、労働関係の取組全体に関してもう少し見えるような形で御提供いただけて、皆さんのお意見をいただける場を設けていただければと思います。今回のような意見交換は大変に貴重だったと思っています。これからもよろしくお願ひいたします。

まとめにはなっていませんが、一応これで私のほうのまとめとさせていただきます。委員の皆様の御発言を参考に県のほうでも取組を進めていただくように、お願ひいたします。

以上をもって議事を閉じさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 宮本会長、議事進行につきまして、本当にありがとうございました。

6 その他

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 次第6、その他について、事務局からの用意はございませんけれども、委員の皆様から御意見、情報共有しておきたい事項等ありましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 なお、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、追って皆様に確認をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

7 閉会

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 それでは、審議会の閉会に当たりまして、岩渕商工労働観光部長から御礼を申し上げます。

○岩渕商工労働観光部長 本日は、本当に様々な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

最後にお話出ましたけれども、県のほうで賃上げの支援金、予算額21億円です。商工労働観光部でそういう大きいのをやったことがあまりなかったのですけれども、今回やっぱりそれくらい支えたいなということで、4万人分用意しておりますので、ぜひ活用していただきたいなというふうに思います。

そして、様々な意見ありまして、会議の中でもお話ししましたけれども、労働環境なのですけれども、女性が働きやすい労働環境なのですが、実は製造業で女性の社長さんがいる会社は女性が集まってくるのです。人材不足も全然困っていなくて、さらに今回、この間、新聞にも「ひと」の欄に出ていたのですけれども、東京から大手のばかりばかりの学歴の高い人、プログラミングできる人、その地場の会社に移ってくるような、そういう事例もありますので、そういう好事例なんかをこの場でもみんなに紹介しながらいろいろ勉強できればと思っています。

あと、インバウンドの話がありましたが、インバウンドの関係でここに来る前、別の会議がありまして、今まで海外に物を売ろう、物を売ろうと一生懸命やっていたのですが、インバウンドでいっぱい来ているのだから、来た人に県のものを売りましょうよという視点を今度持ってやっていこうと、大船渡市さんは、特に大船渡温泉が中心になって、いろんな異業種の人たちをまとめて観

光振興をやっていこうという話がありました。そこには、そういうふうに、太平洋セメントさんとかも入っています。あそこは、旧小野田セメントさんが入って、工場夜景とか言われているきれいなところで、そういうのも観光に活用していこうとか、そういう新しい動きが県内いろいろ出てきているので、そういうのをぜひ共有しながら、よりよい県契約が確保されて、県民意識の向上につながるように我々頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会といたします。本日は、大変ありがとうございました。